

# 鉄道の安全利用に関する手引きの訂正について

平成 22 年 11 月

平成 22 年 7 月 22 日に公表しました「鉄道の安全利用に関する手引き」につきまして、以下のとおり訂正いたします。（赤字下線の部分が訂正箇所になります。）

## ●鉄道の安全利用に関する手引き

【P 1 3】

第 3 節 踏切道における心得

1 歩いて通るとき

○ベビーカーや車椅子などで踏切道を通るときは、できるだけ線路に対して直角に通行する等、車輪が線路の溝にはまらないようにしましょう。また、踏切道の端に寄りすぎないようにしましょう。

→踏切道内で車輪が線路の溝にはまって転倒したり、脱輪したりして、踏切道を渡り切ることができず、列車と接触するといった思わぬ事故につながるなどのおそれがあります。

【P 1 4】

第 3 節 踏切道における心得

2 自転車で通るとき

○できるだけ線路に対して直角に通行する等、車輪が線路の溝にはまらないようにしましょう。また、踏切道の端に寄りすぎないようにしましょう。

→踏切道内で車輪が線路の溝にはまって転倒したり、脱輪したりして、踏切道を渡り切ることができず、列車と接触するといった思わぬ事故につながるなどのおそれがあります。